

平成 2 0 年 度 答 申 第 2 号

(平成 2 0 年 5 月 1 3 日)

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

答 申 第 2 号

平成20年 5月13日

宝塚市長 様

宝塚市個人情報保護・情報公開審査会

会長 平 松 毅

宝塚市情報公開条例第15条に基づく諮問について（答申）

宝塚市クリーンセンタープラスチック類選別等処理業務委託の入札に係る設計金額の情報非公開決定に対する異議申立てについて、当審査会は慎重に審査した結果、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

宝塚市クリーンセンタープラスチック類選別等処理業務委託の入札に係る文書につき、宝塚市長（以下「実施機関」という。）がした部分公開決定を取り消し、公開すべきである。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ては、宝塚市クリーンセンタープラスチック類選別等処理業務委託（以下「本件業務委託」という。）の入札に係る文書のうち環境部長から総務部長あての委託契約締結依頼文（以下「本件対象文書」という。）中の設計金額の単価額の部分（以下「本件単価額」という。）の非公開決定を取り消し、公開することを異議申立人（以下「申立人」という。）が求めるものである。

3 異議申立ての理由

申立人が異議申立書、陳述書及び口頭による意見の陳述において主張している異議申立ての理由は、次のとおりである。

- (1) 実施機関は、本件対象文書のうち、本件単価額を非公開と決定したが、平成17年11月22日に「市立長尾小学校校舎改築外（建築）工事に係る設計価格」及び「（仮称）西谷住民センター新築外（建築）工事に係る設計価格」の公開を求めた請求については、平成18年9月29日に設計価格を公開する決定を行っている。したがって、本件部分公開決定の処分は、宝塚市情報公開条例（平成12年条例第50号。以下「条例」という。）に規定する非公開事由に該当しないにもかかわらず、該当するとしてなされた違法な行政処分である。
- (2) 実施機関は、委託契約の設計は、積算基準が存在しないので、単価額を公開すると今後の予定価格等を推測されると説明するが、特異、異例なやり方で事前見積りを行っており、談合のおそれが存在するため、公開すべきである。
- (3) 入札に参加しない法人に見積りを取るか、他の先行する自治体を参考に設計を行うなら入札の公正さが保たれるが、入札に参加する予定の法人に見積りをさせるのは、公正ではない。入札が公正に実施されたのかどうかの検証が必要であることから、単価額を公開することに

公益性があり、公開しても何も問題はない。

4 実施機関の説明

実施機関の部分公開決定理由説明書、口頭による説明及び補足意見は、次のとおりである。

(1) 部分公開理由

条例第7条第1項の非公開情報として規定するもののうち、第6号のイにおいては、「契約に係る事務に関し、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ」があるものを非公開とすることができると規定している。

本件業務委託の入札に係る文書のうち、本件単価額については、当該業務が将来にわたって反復継続して行われるため、本件単価額を公開すると、今後の本件業務委託の入札に関して予定価格の予測が容易となり、契約額が高止まりし、談合を助長するおそれがあることから、市の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれがあるものとして、条例第7条第1項第6号の契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるに該当し非公開と判断したものである。

(2) 異議申立てに対する反論

全国の自治体では、工事請負契約において、平成13年度から予定価格が公表されるようになってきた。これは、平成13年2月に施行された「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「公共工事適正化法」という。）及び「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」（平成13年3月29日総務省・財務省・国土交通省告示第1号）によるところに加え、公共工事の場合、同種の工事であっても、施工技術の進歩や地域的諸条件の相違等のため、各工事ごとに個別的特殊性があり、過去の予定価格を基に将来の予定価格を推測するには限界があること、また、公共工事の積算基準に係る図書の公表が進んでいるため、予定価格をある程度まで推測することが可能であり、過去の予定価格の公開が将来の予定価格の推測の精度をどの程度増すかが不明であることから、公共工事の予定価格を公開しても契約事務に支障

を及ぼすおそれはないと判断されていることがその理由と考えられる。

一方、本市では、工事請負契約について、公共工事適正化法制定以前の平成11年から予定価格の事前公表を行っており、また、業務請負契約については、公共工事適正化法では事前公表を求められていないにもかかわらず、設計・測量業務については、公共工事と同様に積算基準があり、その図書の公表が行われているため予定価格の事前公表を行っており、契約の透明性の確保に努めてきているところである。さらに、申立人が述べているとおり、平成17年11月22日に「市立長尾小学校校舎改築外（建築）工事に係る設計価格」及び「（仮称）西谷住民センター新築外（建築）工事に係る設計価格」の公開を求めた請求に対しては、工事請負契約において、設計価格130万円以上のものの予定価格を事前公表した上で、入札後の設計価格についても、公開とする決定を行っている。

しかし、業務委託は工事請負契約と違い、公共工事の歩掛に相当する積算基準が存在しないため、翌年度以降の設計金額は、業務仕様書の内容に変更がない限り、過年度の積算価格を基に、人件費や物価の経年変化を勘案して決定されている。このため、過去の設計金額を基に将来の設計金額を推測することが可能であるので、上記（1）の理由のとおり、設計金額は公開できない。

本件単価額についても、公開することにより、設計金額の類推がより容易になり、今後の入札における契約金額の高止まりや談合を助長する等のおそれがあるため、現時点での公開は、市の財産上の利益を害する懸念があると判断したものである。

以上のとおり、本事案については、条例に規定する非公開事由には該当しないと申立人の主張は、失当である。

5 審査会の判断

審査会は、申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書を審査した結果、以下のように判断する。

（1）本件業務委託について

本件業務委託は、可燃ごみを削減するとともにプラスチック類の資

源化を促進し、焼却炉の延命と二酸化炭素などの排出削減による環境への負荷を低減するため、宝塚市において平成19年4月から実施しているプラスチック類の収集・分別に係る業務委託である。

本件業務委託の内容は、委託業務単価契約書及びプラスチック類選別等処理（単価契約）業務委託仕様書によると、契約期間は平成19年3月28日から平成22年9月30日までの長期継続契約で、具体的内容としては、宝塚市が収集し、クリーンセンターのストックヤードに一時保管したプラスチック類を中間処理施設に搬送した上で、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（平成7年6月16日法律第112号）が適用されるプラスチック類、その他のプラスチック類及び残渣の3つに選別して適正な処理を行うものである。市がストックヤードに搬入するプラスチック類の予定量は、平成19年度及び平成20年度ともに2,050tとなっており、この搬入予定量に対する選別等の処理に対して単価契約をしている。

（2）本件対象文書について

本件対象文書は、環境部長から総務部長あての委託契約締結依頼の文書である。総務部長は、本件対象文書を受け取ってから、入札を執行するが、その手続としては、設計価格及び予定価格を設定した上で、指名競争入札方式に従い、市に登録している業者から入札参加業者を指名して入札を執行している。

（3）非公開事由の該当性について

実施機関は、本件単価額を公開すると、今後の本件業務委託の入札に関して設計価格の予測が容易となると主張するので、それについて検討する。

ア 業務委託される業務は、種類や内容が様々であるが、業務委託の積算については、単価表を作成しておいて、その単価表により積算する方法、単価表等を作成せず独自に積算する方法、業者からの見積りを参考に積算する方法などがある。本件業務委託は、設計金額の単価額を積算したものがないことから、実施機関が業者の見積りを参考に単価額を設定していると考えられる。

次に、本件業務委託は、長期継続契約のため、次回の入札は約3年後となっているが、今後、環境への社会的関心がより高まり、プラス

チック等のリサイクルの分野における技術開発が進み、それとともに進出企業が拡大し、また、これらの状況を受けて各自治体での取組も多様化することが予想されることから、実施機関の設計金額の単価額の積算もより合理的な方法で行われることなどが期待できる。これらの状況から見ても、本件対象文書中の設計金額の現在の単価額から、直ちに、次回の入札の設計金額の単価額を推測することが容易になるとはいえないと考える。

イ 仮に、本件対象文書中の設計金額の単価額を非公開としても、本件委託業務の場合、仕様書に記載のあるクリーンセンターに搬入されるプラスチック類のごみの総量2,050 tにより、本件対象文書中の予算総額95,592千円を割り戻すことによって、本件単価額と同額又は近似値を算出することが可能であり、さらに、算出した金額は、予算上の上限であることは明らかであるから、実施機関は当該算出した金額と同額又はそれ以下の近似値の額を入札の設計価格及び予定価格の単価額として設定することができると推測しうる以上、もはや、本件単価額を非公開としなければならない合理的理由はないと考える。

(4) 結論

以上から、本件単価額を公開しても、次回の当該業務委託の入札に際して、設計金額の単価額の類推がより容易になるとはいえず、今後の入札に著しい支障を与えない。また、本件対象文書から本件単価額と同額又は近似値の額を算出することが可能であるから、もはや、本件単価額を非公開としなければならない合理的理由もない。したがって、当審査会は、本件単価額の公開が契約事務の適正な遂行に著しい支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、情報公開条例第7条第1項第6号には該当せず、「1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

(別紙)

1 宝塚市個人情報保護・情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 等
荒 川 雅 行	関西学院大学法科大学院教授（刑法）
植 木 壽 子	弁護士（大阪弁護士会）
荏 原 明 則 （会長代理）	関西学院大学法科大学院教授（行政法）
平 松 毅 （会 長）	朝日大学大学院教授（憲法）
水 谷 恭 子	弁護士（兵庫県弁護士会）

2 審査過程

	日 程	内 容
1	平成20年 1月16日	諮問
2	平成20年 1月21日	異議申立人による陳述及び審査
3	平成20年 2月18日	実施機関による非公開理由説明 及び審査
4	平成20年 3月18日	審査
5	平成20年 4月30日	審査
6	平成20年 5月13日	答申